

記

- 一 従業員は解雇を承認する事
 - 一 會社は解雇手当として各日給の二月(六十日)分を支給す
 - 一 會社は休業中の手当として全一割(三百円)を支給す
 - 一 會社は従業員の新物壊失免難金として全一割(三百円)を支給す
 - 一 従業員のために地ナセシめ実施中の生急停候契約は各店本人に譲渡す
- 昭和十二年四月一日

株式会社亀戸ゴム製造所

取締役社長 橋口巴一(印)
 従業員代表 前田清三(印) 関口彦良(印)
 日野 中川又清正(印) 岡谷政純(印)
 組長代表 南喜一(印) 高橋健助(印)
 立会人 杉橋保(印) 井步幸吾(印)

常務理事

總務部長 芳秋茅七 五八辨
 調査部長 昭和十二年四月十三日
 事務主任

警視總監 横山助成

内務大臣 河原田稼吉 殿
 社會局長 官 殿

41a

初見レノズ合名會社労働争議ニ関スル件(衆生ニ解決)

要旨
 一 會社側、従業員側、同題會社に請求取置、十算會社に解散決定す
 二 會社側、同題會社に請求取置、十算會社に解散決定す
 三 會社側、同題會社に請求取置、十算會社に解散決定す

標記ニ場ニ在リテハ、運手法施行前、追取手為同題ニ端ヲ衆生ニ
 付争議、衆生並ニ解決セルカ、其ノ状況先記ノ通りニ有之

一 争議衆生、場所 蘇川ニ海辺町八番地ノニ

